

改正

平成21年3月6日告示第29号

平成21年3月25日告示第46号

平成24年3月30日告示第56号

平成27年2月12日告示第20号

平成29年3月29日告示第55号

令和2年12月21日告示第241号

三次市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、三次市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 交通計画の実施に関する事項
- (5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項
- (7) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 地域振興部担当副市長（以下単に「副市長」という。）
- (2) 地域振興部長

- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (7) 広島県地域政策局地域振興部長又はその指名する者
- (8) 道路管理者
- (9) 広島県警察三次警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 1人

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選によって定める。

4 会長、副会長及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、交通会議の会計を監査する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員に事故があるときは、あらかじめその委員が指名する者をもって代理者とし、交通会議に出席できるものとする。

3 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 交通会議で協議が整った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(軽微な事項に関する取扱い)

第9条 交通会議において協議が整った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、会長は、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(幹事会)

第10条 交通会議に、交通会議の運営に当って必要な事項を処理させるために、幹事会を置くことができる。

2 幹事会に属する委員は、会長が指名する。

3 幹事会に幹事会長を置く。

4 幹事会長は、幹事会に属する委員のうちから会長が指名する。

5 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。

6 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(財務)

第11条 交通会議の予算編成、現金の出納、その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第12条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打切り、会長であった者がこれを決算する。

(庶務)

第13条 交通会議の庶務は、地域振興部定住対策・暮らし支援課において処理する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年9月12日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成27年3月6日において委員である者には、第4条第1項の規定にかかわらず、その任期は、平成29年3月31日までとする。

(委員報酬基準)

3 委員報酬については、三次市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年三次市条例第66号)別表第1 その他条例・規則等で定める委員会委員の項を準用する。

附 則 (平成21年告示第29号)

この告示は、平成21年3月6日から施行する。

附 則 (平成21年告示第46号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第56号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月12日告示第20号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年3月6日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の三次市地域公共交通会議設置要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当分の間、改正後の三次市地域公共交通会議設置要綱の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年3月29日告示第55号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月21日告示第241号)

この告示は、令和2年12月21日から施行する。